No	ご質問	回答
1	1) R&D評価キット(P.65) R&D目的で特別に設計された機器は、EMC指令の 範疇から除外とのことでしたが、R&D目的の範囲に ついてお聞きしたいです。大学研究所などへ評価キットを販売する場合、前指令では、大学研究所はエンドユーザー扱いで、指令 の対象と判断されていたと思います。大学研究所などへR&D目的で販売する場合は、新指令では除外と考えて宜しいでしょうか？また、除外となる場合のその他の条件はありますか？	キットがR&Dのリサーチ研究所の専門家用であれば、EMC指令からは除外されます。製品がEU法規から除外される場合、EU各国の国内法規、国内EMC 条件などが適用されます。自分自身はこの国内法規には詳しくありません。そのキットがEMC妨害を起こすようであれば、当局がその状態の検査をすることになります。
	2) (2014/30/EU) Chapter 1, General provisions Article 2 (e) custom built evaluation kits destined for professionals to be used solely at research and development facilities for such purposes. のProfessionalsの定義はどのようになっていますか？	指令には定義がありませんが、ブルーガイドにはプロ使用とノンプロ使用について多数の関連項目があります。R&D用の設備で使用される装置はあくまでも R&Dのリサーチャが使用するもので一般使用ではありません。その為、その装置がその他のエンドユーザ（例えば家で使用するなど）に使用される様なものはEMC指令の除外とはなりません。
2	1) 今回のREDの対象範囲はテキスト201ページの2項で「EN55011(CISPR11)のISM機器はREDではなくEMCDとLVD」とあります。弊社のシンクライアント（要するにノートPC）についてはこれに当てはまると考えているのですが、その場合、REDが施行された後の規制というのはEMCDとLVDのみとなる、という理解で間違いないでしょうか？ 逆にREDになる前（現行のR&TTE）については、やはりR&TTEの規制クリアをする（試験をする）必要があるのでしょうか？	RE指令のテキストのスライド254をご覧下さい。この分はスライド238に正しい情報 としてカバーされております。 まずノートPCはISM機器ではなく、ITE機器に該当しますので、EN 55011を適用する事は適切ではありません 。もしノートPCに送信機或いは受信機が搭載されていなければ、ノートPCはEMC指令の適用となり、電源は低電圧指令適用となりますので、整合規格はEN 55022とEN 55024（或いは類似）の適用となります。 もしノートPCが無線機能（例えばBluetooth或いはWiFi或いはその他の無線機能を搭載していれば、RE指令の適用となります。（全ての必須要求事項はEMCと電気安全を含むRE指令の適用となります） この状況は、既に現状ではEMC指令とR&TTE指令の間で導入されていることですので、無線機能を搭載したノートPCであればR&TTE指令の適用となります。もしノートPCが放送受信機モジュールのみを搭載しているのであれば、EMC指令の適用となり、R&TTE指令の適用とはなりません。この状況は新しいRE指令では変更となり、RE指令施行後はRE指令の適用となります。もちろん殆どのEMC規格は無線機能を搭載していないノートPCにも同様に適用されます。

No	ご質問	回答
	2) REDの施行は「2014/Q3？」との説明がありましたが、この「Q3」というのは、いわゆる「6REDの施行「2014/Q3？」との説明がありましたが、この「Q3」というのは、いわゆる「6～9月」でしょうかそれとも「10～12月」でしょうか？（恐らく前者だと思いますが念のための確認です）	RE指令が発行される確実な日付は、誰にも分かりません。指令は欧州官報発令後20日間で実行できる様になりますが、現状では推測で申し上げた為、Q3は7月、8月、9月の範囲ではありますが、確定している訳ではありません。
3	1) 現行のR&TTE指令において、Horizontal legislationに Eup指令の記載があります。添付ファイルの11ページをご確認下さい。guideの文章を読む限り、「EuP指令もカバーすべき」と記載されているようですが、この文章はどのように解釈し、対応されているでしょうか。一般的な事例などを含めて、ご回答をお願いいたします。	申し訳ございませんが、Eup指令については専門外なのでお答する事ができません。 Eup指令の対応が出来るNBにコンタクトを取られて相談することをお薦めします。弊社では専門家がおりませんので、お役に立てない状況です。
	2) 『domestic animal』について、以下の質問があります。　a) domestic animalを『ペット』と訳されていますが、その他　の動物もカバーする必要がありますか？（直訳すると、『家畜』のようですが） b) domestic animalは、LVDで対応する必要があるとのことですが、LVDのどの項目が対象となり、どのように影響する　可能性がありますか？（事例を紹介いただければ幸いです） c) domestic animalは、LV指令限定ですか？RE指令への影響はありませんか？　（テキストの220ページから、RE指令もペットのケアが必要に見えます。）	a)　飼われていない動物は、その他の保護（野生生物の保護条例など）がある為、RE指令の保護は該当しません。 b) 例えば、電気パルス（無線制御の）を出す装置で動物の行動に影響する場合、その装置は動物に対して安全でなければなりません。（動物に害を与えないこと）。 c) 勿論、電気安全の側面もありますが、RF暴露の問題も含んでいます。その為、無線制御の装置はRE指令も適用となります。
	3) RE指令のリスクは、EMC指令のものとは異なるとの記載がありますが、一般的にどのようなことが異なると考えるべきですか？	RE指令のリスクには電気安全のリスクと他の無線利用者への妨害（必要なシグナルによる）が含まれます。 EMC指令では不要シグナルによるEMCリスクのみとなります。
	4)　製造者のサンプルテストですが、どのような状況で実施しなければなりませんか？（テキストの229ページ）	非常に難しいですが、高いリスクがあると考えられる場合です。通常の製品は指令のこの条項には当てはまりません。
	5) テキストの49ページに記載されている、完成品の組み合わせにおけるCEの適合ですが、4つの条件（複数の完成品、市場入手が可能、単独機能ユニット、エンドユーザー向け）があります。この4つの条件を全て満たしたものか、この4つの条件のうちの1つ以上を満たしたものの完成品同士の組み合わせかわかりません。どちらで考えればよいでしょうか？	お客様が参照されているのは、完成品（電源、プロセスユニット、補助装置などの組み合わせか）のシステムの定義だと思います。またその製品はエンドユーザ向けの単一の機能を持ち、一緒に販売される製品です。これは4つの条件ではなく、例えばオーディオシステムのような組み合わせであり、システム全体でCEマーキングに適合することが必要です。

No	ご質問	回答
	6) 例えば、本体が測定機器で、外付けのオプション（ユーザーで取付可）が無線機器とします。そして、測定機器がEMC指令のみ、無線機器はRE指令に適合させたとします。 この場合、⑤項の完成品の組み合わせが発生します。 CEマークは2つ必要ですか？また両方とも、容易に確認が　可能でなければなりませんか？（例えば、本体のCEマークが、寸法的な制約から無線機器に隠れても問題ありませんか？）	基本的に完成品が2つなので両方にCEマーキング、DoC並びにTDが必要となります。ユーザ向けには2つをどの様に接続するのかの追加の指示書が必要です。接続することで一方のCEマーキングが見えなくなってもエンドユーザサイドでの話なので、問題とはなりません。CEマーキングをはがしたとしても問題にはなりません。EOが関連する場合には明確なルールがありますが、REライセンスルールを除き、指令にはユーザに対するルールはありません。
4	新EMC指令についてですが、現EMC指令2004/108/ECからの変更点があまりよくわかりませんでした。	細かい変更はたくさんありますが、基本的な主要変更部分はEOに対するルール、モジュールB/Cの導入、NBの認定と制限となります。
5	1) おおまかに言って、2004/108/ECと2014/30/EUの違いはなんですか。	上記12を参照
	2) 自社製品を自己宣言するまでのプロセスにおいて、従来は整合規格を選んで、その規格に適合しているという試験レポートを揃えて、DoCを発行していました。当社のようなメーカーにおいて、そのプロセスは、旧EMC指令2004/108/ECと同じであると言えるでしょうか。	はい、その通りです。
	3) テキスト48ページに、「装置への組込み専用（工場組立　作業）：EMC指令は適用されない」とあります。当社では、 自社製の工作機械のために、CNC装置やPLC（プログラマブルロジックコントローラ）を製造しています。それらは、エンドユーザーに直接販売されることはありません。この場合、CNC装置やPLCはEMC指令に適合する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	1) セミナーのテキスト73ページにて、「保護要求条件」から「必須要求事項」に表現が変わっていますが、欧州での流通のための義務であることに代わりは無い、という理解でよろしいでしょうか？（あるいは、微妙に義務のレベルや、罰則の扱いなどが変化したのでしょうか？）	言葉が変わっていますが、他の指令も同様です。全てのEOの義務（責任）が 新しい指令では更に明確になっています。

No	ご質問	回答
	2) 2004/108/EC⇒2014/30/EUへの変化点をピックアップしたいのですが、セミナーのテキストのページ範囲**が変化点というような形でご連絡いただくことはできますでしょうか？ あるいは、大雑把な箇条書きでも結構ですが、要約した資料があればありがたいです。⇒ネット販売もEMCの対象として追加、etc	他の回答を参照下さい。
7	1) NLFが適用される「28の指令」について、テキストの12　ページにNLFが適用されるのは「28の指令」と記載されていますが、16ページのリストを数えると25の指令で、下の3つが切れているようです。故に、残りの3つの指令をご教示いただけないでしょうか。	このセミナーでは電気・電子/機械製品に関連する指令のみを網羅しています。指令の詳細についてはEU委員会のウェブサイトを確認頂けますか？
	2) 51ページの「6つのEMC指令除外範囲」について、 「6. EMCをカバーする他の指令で(部分的に)規制されている機器」について、以下の、解釈で間違いないでしょうか。 EMCをカバーする他の指令で(部分的に)規制されている機器（例、69～71ページ）で、 a)　(部分的に)規制されている内容については、68ページの「垂直指令が水平指令に優先」という考え方で、特定指令が優先、 b) 特定指令で規制されていない内容は水平指令の適用により、(より厳しい）EMC指令に準拠させる。	ご理解の通りです。
	3) セミナー資料は、PDFでいただけないのでしょうか。	申し訳ございませんが、ご提供できません。
8	1) P49 CE + CE ≠ CE は法的に拘束力があるということでしょうか？ たとえば、USBメモリーを例に上げると、このメーカーは全てのPCでCEを満たすことを確認しないといけないということでしょうか？	基本的に、USBがPCに接続されている状態で、製造者はUSB或いはPCの要求条件を軽減すべきではありません。

No	ご質問	回答
	2) P56 垂直指令と水平指令についてですが、Notebook PCを考えた時、これは情報機器でEMCDが適用されると思われますが、Notebook PCが無線機器(WWAN, WLAN etc)を装備した場合、Notebook PCは無線機器であり、REDを適応するということでよろしいでしょうか？ Notebook PC自体にREDが適用されるか？という質問です。	PCは情報機器ですが、もし送信機能や受信機能を搭載しているのであれば、無線機器として扱われます。従ってRE指令の範囲に入り、RE指令の要求事項を満たす必要があります。
	3) P56, 174 一機種のNotebook PCで、WWAN・WLANの無線機器を装備するモデルと、なにもなしモデルがある場合で、EU DOCは、RED、EMCD込みの一枚でよろしいということでしょうか？これは念のための質問です。	はい、その通りです。
	4) #3の時、P238,P254の情報(周波数など)をEU DOCに盛り込まなければならないというとでよろしいですね？	いいえ、違います。その情報は取扱説明書上にのみ盛り込む必要があります。
	5) P56 #3の時、WWANがNBのOPINIONを得ていた場合、それをWWANが装備されていようがいまいがNB NumberをNotebook PC上に表示してよいでしょうか？ また複数のWWANを装備する場合、装備しようがしまいが、NB NumberをPC上に列挙してよろしいでしょうか？	RED（無線機器指令）のNB番号は、適合ルートのモジュールHを選択された場合のみに適用が必要となりますので、もしモジュールB/Cを選択された場案は、製品上にNB番号を貼付して使用する事はできません。
	6) P145 イミュニティとエミッションのワーストケーが異なるかもしれないので試験は二種類実施となるとありましたが、二つのワーストケースは一致することもあるのではないでしょうか？	製品の特性により非常に異なるので、状況によっては可能な場合もあるかも知れません。
	7) P224, P238, P245 Notebook PCで、完成品としてサプライヤーから無線機器を購入して装着する場合、Notebook PCが無線機器と考えられるのなら、Notebook PCのManufacturerがNotebook PCの製品登録をする必要があるということでしょうか？	EU委員会により登録システムが強制化された場合のみに必要となります。現状では登録システムが導入されるか否かは誰にも分かりません。

No	ご質問	回答
	8) Q&Aにて ある規格がyyyy/mm/ddに変更があったとき、それ以前にEUに上市していれば、yyyy/mm/dd以降であろうが、前の古い規格ままEUに輸入してよいのでしょうか？そういうふうに聞こえました。	整合規格を使う必要はありませんが、関連する整合規格の停止日が過ぎた場合、適合の推定には（撤去した）整合規格を使うことはできません。その場合、再試験の必要があるかもしれませんが、DoCと技術書類のアップデートは必要です。通常古い整合規格の停止日は新しい整合規格がリスト化されてから2年間となります。
	9) Q&A、P262 ある製品がyyyy/mm/ddにEUの上市したとして、その5年後にENの変更があり技術文書などを変更した場合、10年間記述文書を保管するとして、どこを基準として10年となるのでしょうか？yyyy/mm/ddでしょうか？　yyyy/mm/dd + 5yearsとなるのでしょうか?	規格改訂日の影響はありません。 10年間の計算は、型式の最終製品が上市された時からになります。
	10) P193, P195 ここに「通知」不要とありますが、「通知番号」との違いがわかりません。通知不要 = 通知番号不要 ということではないのでしょうか？	ここでの通知の意味は、EUでの使用が整合していない製品の通知のことです。この手順は新RE指令では削除される予定です。通知番号とは恐らくNB番号のことではないかと推測します。この2つは完全に異なるもので関連していません。
	11) REDやEMCD以外で、特別にTELECOMの要求事項はあるのでしょうか？ 例えば、VoLTEやVoIPというものは規定されているでしょうか？	無線送信機あるいは受信機でなければ、その製品はRE指令の対象でなくEMC指令（電圧により低電圧指令）の対象となり、EMC指令と低電圧指令の必須要求事項に適合する必要があります。指令では特別な強制的なテレコム条件はありませんが、製品がネットワークに接続できるように正常に動作できることが必要になります。
9	1) EMC指令の参考和訳について 先日、EMCガイドラインの参考和訳を購入したのですが原文に忠実で非常に参考になりました。今回の新EMC指令についても参考和訳出版の予定はありますでしょうか？ さらに引き続き出るであろう新EMCガイドも参考和訳出版の予定はありますか？	現状では予定はございません。

No	ご質問	回答
	2) 新EMC指令の内容について 頂いたテキストの65ページについて、「R&D評価キット」はBtoBの観点からEMC指令の範疇から除外できると記載があります。 エンドユーザー直接アクセスできない観点からとの解説を頂きましたが、そもそも「エンドユーザーはどういうものである(定義)と考えればいいのでしょうか？ 例えばBtoBであればR&Dに限らず、工場で用いる治具等も一般の人には入手できないが販売もあり得る代物と考えたのですが、いかがでしょうか。	エンドユーザとは製品を使用する人となります。 R&D評価キットが除外されるのは工場で使用される一般のツールに対してではなく、R&D設備にて特別に使用されるキットが対象となります。
10	1) 製品が下記の①または②または③の販売ルートでEU域内のお客様に販売される場合、子会社B、及び代理店Bはそれぞれ製造者、輸入者、任命代理人、ディストリビュータのどれになりますか？ ①製造者AはEU域内のAの子会社Bに製品を販売→会社Bは製品をEUの最終ユーザーに販売 ②製造者AはEU域内の代理店Bに製品を販売→代理店Bは製品をEUの最終ユーザーに販売 ③製造者Aは日本の代理店Bに製品を販売→代理店Bは製品をEUの最終ユーザーに販売	EUにある組織は全てEOであり、エンドユーザはEOではありません。もし製品が2つの異なる輸入者あるいはディストリビュータでハンドリングされる場合、皆同じ責任となります。日本での場合とは異なります。
	2) Q1に関連した質問です。 現在、①でも②でも③でも製造者Aの名称、住所を製品に表示しています。もし、Q1のBが”輸入者”である場合、製造者Aの連絡先に追加して、 ・Bの名称や住所も製品に表示する義務があるのでしょうか？ ・BはEU　DoCを10年間保管する義務があるのでしょうか？ ・BはTCFをいつでも利用可能なように、とありますが 、結局、10年間保管する必要があるということでしょうか？	入手可能とは、当局が要請した場合、輸入者がその要請された資料を提供できるということです。その為、輸入者が常にその資料を保管しなければならないというわけではありません。製造者で保管されている資料を提出するように輸入者が要請し、入手後に、当局に提供することができます。
	3) 今後、機械指令も今回の新指令に合わせた内容で改訂されるのでしょうか？	機械指令がNLFに沿って改訂されるという意味ではその通りです。

No	ご質問	回答
11	今後RE指令にて、受信機が対象となるということですが、テレビなどの、アンテナ端子から、家のアンテナを経由して放送を受信するものも、受信機の扱いとなり、RE指令の対象となるのでしょうか	受信機が使われる場所に関連しません。（家電環境のように）。全ての放送受信きはRE指令の対象となります。
12	1) 新EMC指令では、輸入者、流通業者の義務が追加されておりますが、これらの経済事業者に今回の要求事項を守らせるために、メーカーとして何らかのアクションをとることが必要ですか？	製造者は、輸入者・ディストリビュータに責任が何で、どの様に対処するのかを指示すべきです。
	2) メーカーとして輸入者にDoCを渡す義務はあるのでしょうか？	輸入者は要請に応じてDoCのコピーを当局に提出できなければなりません。製造者はそれができるようにしなければなりません。しかしながら輸入者がDoCを全て事務所に保管するということではありません。
	3) ）40ページからコンポーネント/サブアッセンブリーの説明がありますが、コンポーネント/サブアッセンブリーと区分した物のうち、ユーザーが組み込む場合は装置とみなしてEMC指令の対象とのことであるが、EMC指令の適合を判断するには装置に組み込まないと不可能な場合、単独ではなく、そのコンポーネント/サブアッセンブリーを装置に組み込んでEMC指令への適合を確認してもいいのでしょうか？	はい、その方法も可能ですが、技術文書内に明確に記述する事が必要です。
	4) TDではコンポーネント・サブアッセンブリ-の記載とそれらを装置に搭載した場合のテストデータを記載しコンポーネント/サブアッセンブリーにはDoC、CEマークは不要と考えてOKでしょうか？	状況によります。もし半完成品が独自の機能を持った状態でエンドユーザーに渡り、他の製品に接続される場合は、1つの装置としてCEマーキング貼付とDoC作成が必要となります。
	5) 改正RoHS指令では、大型産業用ツール/LSSIT”および“大型据付型設備/LSFI区分があるが、新EMC指令ではLSFIしかないと思われるが、LSSITに相当する区分はないのか？	EMC指令とRoHS指令は同じ種類の指令ではありません。EMC指令は装置と固定設備定義のみに分かれているので、製品をこれら区分の1つの中に合わせる必要があります。

No	ご質問	回答
	6) LSFIに対する定義がRoHSと新EMC指令では若干異なるため、指令ごとにLSFIかどうかの判断を変えても問題ないか？	製造者は、製品がどのカテゴリーに属し、適切な要求事項に適用させる必要がありますので、それは製造者の責任となります。
13	1) 装置内部に無線モジュールを組み込んだ装置についての質問です。(リモコンを赤外線から無線に変更するなど) テキスト201ページに「ISM機器は、“RE指令”ではなく、EMC指令と定電圧指令が該当」とあります。弊社の場合、EMC指令ではなく、医療機器指令ですが、同様に、RE指令に該当しないと考えてよいですか？	医療機器内に無線機能を搭載する場合は、RE指令と医療機器指令の双方に適合させる必要があります。医療機器指令は電気安全の側面とEMCに注意する必要があります。
	2) 装置外部のコネクタにケーブルを接続して、EU内で市販されている無線モジュールを使用する場合についての質問です。EU内で市販されている無線モジュールを、弊社の装置とケーブルで接続させて使用する場合、弊社の装置は、RE指令に該当しないと考えてよいですか？無線モジュールは、EU内で購入します。	もし製品がRE指令の範囲に入るのであれば、適合する事が必要です。もし、EU内で購入した無線モジュールを製品に追加するのであれば、引き続きRE指令に適合される事が必要です。EU内でモジュールを購入すると言う事は本当に適切ではないと言う事になります。
14	174ページと176ページについて質問します。医療機器に無線機能を搭載した場合、医療機器指令と現行R&TTE指令(将来RE指令)が該当するかと思います。174ページではDOCは各装置毎に1つと記載しておりますが、176ページにて単一のDOCは個々のDOCを包括する書類になるかもしれないと記載されております。2つの指令が該当する 場合、2つのDOCを1つの文書ファイルに綴じれば、DOCが 2つあっても問題ないという理解で正しいでしょうか？逆に、DOC毎に文書ファイルを用意してはいけないという理解で正しいでしょうか？	単一の製品であれば、1つのTDを作成し、1枚のDoCを持つ事ですが、そのDoCはEMC指令と医療機器指令の2つのセクションに分ける必要があります。実際に使用されるに当たりより良い方法で作成する事は製造者で判断可能です。

No	ご質問	回答
15	1) 移行期間 当日の質疑応答では2年以内との回答がありましたが、 Article 48 Transitional provisionsには以下の通り記載があり、"各国は2年以内に新指令を自国の法規に適用、製造者?は3年以内にEU域内に流通させる機器を新指令に適用させなければならない。"と読み取れます。移行期間はどのように解釈すればよろしいでしょうか?もしも製造者は3年以内である場合、EMC指令同様、各国が法整備中の2年以内でも新指令に適合した機器を流通させても問題はありませんでしょうか?それとも法整備が完了した後の1年間での切替が必要でしょうか? Article 48 Transitional provisions Member States shall not impede, for the aspects covered by this Directive, the making available on the market or putting into service of radio equipment covered by this Directive ?which is in conformity with the relevant Union harmonisation legislation applicable before ... (28) and which was placed on the market before ... (29) *.	3年は正しいです。しかしながら参照されているのは最終文書ではありません。そのため、最終版でどのようになるかを見る必要があります。少なくとも2年か恐らく3年と考えられます。最終版をお待ちください。
	2) インテグラルスクリーン付の無線機器(テキストP230) 本項はリサイタルには記述がありますが、条文には明記されておりません。テキストに記載されている通り、検討中の内容であり効力はない(=電子ラベルは不可)と理解してよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。
	3) 適合宣言書・DoC（テキストP251） EMC指令同様、一つの機器が複数の指令の対象となって いる場合、DoCを別々に作成し、それを一緒に保管することは問題ないでしょうか?	いいえ、その場合は異なるDoCのファイルを作成し、当局から要求があれば両方を一緒に提示すれば良いと思います。
16	1) テキスト22ページ 製造者及び輸入者は、名称（or商標orロゴ）と住所を機器上 に記載する。不可能な場合は機器に付随する書類に記載すると規定されています。具体的に不可能な場合とはどのような事ですか？サイズ等でしょうか？	サイズは1つの例です。 他の例としては、輸入業者がパッケージを開けて、製品上に住所を付けると言う事もあり得ます。更により良い簡潔な方法とするならば、書類上に同じ対応をする事です。

No	ご質問	回答
	2) テキスト41ページ 組み込みを意図したコンポーネントはEMC指令から除外と 規定されています。例えば、コピー機のオプション機器(外付け紙送り装置、内蔵のFAX基板、内蔵の無線モジュール等） を顧客先(オフィス、工場等）でサービスマンが設置する場合は除外されますか？	私見になりますが、それらは部品とはみなされません。もしEMC/安全及び無線放射等の問題が発生する電子機能を持つのであれば試験をすべきです。
	3) テキスト226、253ページ 無線機器のソフトウエアまたはファームウエアのバージョンを技術文書及び宣言書に記載すると規定されています。 ソフトのバージョンは無線関連以外のアップデートが頻繁に行われますが、その場合でも技術文書と宣言書の改訂を行う必要がありますか？ 又、不要な場合、無線に関係ないバージョンアップをした際に市場監査でどのように証拠を提示すれば良いでしょうか？	TD（技術文書）内で無線機器特性には何ら影響がない事を明確に述べる事が必要と考えます。
	4) テキスト255ページ 製品に付随する宣言書は従来のR&TTE指令のように以下のいづれかで良いですか？ ①完全版を付随する場合は、オリジナルのコピーのみ（例：英語のみ） ②簡易版を付随する場合は、EU&EFTA全公用語	質問の意図を正確に理解出来ていないかも知れませんが、もし製品と一緒に 完全なDoCのみを持っているのであれば、ウェブサイトを参照せずに製品を上市する国の全ての言語に翻訳する必要があります。もし製品と一緒に簡易版テキスト（全ての関連する言語）を使用するだけであれば、全ての関連する言語の完全なDoCを貴社のウェブサイトにアップする事もできます。

No	ご質問	回答
17	1) 49ページにて、CE+CE=CEとは限らないと記載されています。また、91ページにディストリビュータの義務として、適切な適合性評価手順が実施されていることを確認する、と記載されています。 例えば、小売業者(ディストリビュー)が、パソコン・モニタ・　キーボード・マウス・プリンタ・スキャナ・その他パソコン機器(メーカ統一またはバラバラ)をセットで販売するとき、小売業者はセットでCEが満足しているかを確認する必要が出てくるのでしょうか？ 個々のDoCを入手するだけでよいでしょうか？	ディストリビュータは、完成したパッケージに対する責任があるので、全ての適切な要求事項を満たす必要があります。製造者から全てのDoCを 入手し、それらのDoCがパッケージの組み合わせに対して適合しているかをチェックする必要があります。
	2) 製造業者としては、市場での任意の組み合わせが複数ある製品のEMC評価は、何を基準に、評価組み合わせの範囲を決めればよいでしょうか？	回答するのが難しい質問です。理由は提示頂いた情報が少ない為です。　基本的なアイデアとしては、全ての組合せは適合していなくてはなりませんが、試験についてはワーストケースのセットアップを選択して、カバーされる組み合せを書類で宣言する事をお薦めします。
	3) 過去、弊社が製品を買い入れたことのあるドイツの理科学機器メーカにEMCレポートを要求したところ、そのメーカのマイスターが製作したものなので、評価しなくてもCEマークをつけられるという回答をもらったことがあります。 今回のセミナーテキスト、139～140ページにあるように評価をし　なくてはならないと思いますが、上記のような評価をしなくてもよいということが、EU域内で通じることがあるのでしょうか？ (変な質問で申し訳ありません。かなり前の話ですが、気になっておりましたので)	評価をせずにCEマーキング貼付をする事は、指令の要求事項に適合していない事になります。CEマーキングは、全てがOKである事の証ですが、評価と 技術文書(TD)で評価の詳細を証明する事になります。この場合、製品はCEマーキング要求を満たしていないので、製品上にCEマーキングを貼付することは許されません。
18	1) テキスト224ページについて 『必須要求事項に対して低レベルの適合性で影響を受ける無線機器』という記述が有ります。ここで、低レベルの適合性で影響を受けるということは、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。	この意味は、ある製品グループは非常に低い適合レベルで試験を実施された（例えば市場監査アクションよる例）場合を差します。 例えば、技術的適合レベルが50%と言った場合です。 EU委員会は、その様な製品は上市する前に登録すべき（ある確かなシステム：データベース）で在ると命令する事が出来ます。

No	ご質問	回答
	2) テキスト90ページ 『輸入事業者は装置が上市後10年間、EU DoCコピーを保管し、市場監査当局の要求に応じて、・・・』と書かれています。また、『上市』の説明として、26ページに『装置がEU市場で最初に入手可能になること。』と説明されています。 従って、この日本語からは、『最初にEU市場で製品が入手　可能になってから10年間　DoCを保管する。』と読めます。 しかし、原文ではImporters shall, for 10 years after the apparatus has been placed on the market, keep a copy of the EU DoC ・・・・・ 市場出荷完了後10年間はDoCを保管すると読めます。正しい解釈はどうなりますか。	個別の製品の上市となります。大量生産の製品については市場出荷完了後　10年間保管となります。
19	1) テキスト104ページに、「整合規格が変更され、自分の製品が市場に出続けている場合」について、「（再）試験が必要かどうか確認し、技術情報の適合、DoCの変更を行う」とあります。テキスト 106ページに、「装置上市後、技術文書とDoCを10年間保管すること」とあります。 市場に出続けている商品の整合規格が変更された際は、下記の対応をとる必要があると考えておりますが、認識として　正しいでしょうか。 1) 変更された整合規格に適合することを確認し、技術情報　およびDoCを変更する。 2) 変更前の技術情報およびDoCは破棄し、変更した技術情報及びDoCを変更した日から10年間保管する。 （つまり、技術情報及びDoCを変更した日が、市場に出続けている製品の上市になるという考えです）	もし製品仕様に変更がなければ（但し、変更があったり、整合規格を使用 した 場合のみ）、最終製品が上市された時から10年間保管すべきだと言えます。 つまり、作成されたTDの変更があるかないかで状況が変わります。最終製品が上市されたタイミングにより異なります。
	3) 新EMC指令では、上市後 10年間の保管に変更されているようですが、10年以上市場に出続けている製品の DoC については、保管を継続する必要があるということでしょうか。	型式の最終製品が上市後、10年間保管する事になっていますので、製品が20年間上市されるのであれば、DoCは30年間保管する必要があります。